

ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

法・省令・告示施行

H28.4.1

リードタイム期間

平成33年3月31日までに初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

新基準の全面適用

H33.4.1

平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

【現行】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)

第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、…自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

【改正】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標の表示の義務)

第十九条 自動車は、…自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆 禁止

【改正】省令・告示の規定

位置 自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度(上下・左右) 自動車の運行中番号が判読できる見やすい角度

一定の角度
 例: 上10° ~ 下10° (四輪前面)
 左5° ~ 0° (四輪後面)
 上40° ~ 下15° (二輪後面)

角度(回転) 禁止

フレーム 番号を被覆せず、自動車の運行中番号の判読ができるもの

一定の幅、厚さ以下のもの
 例: 左右 幅18.5mm以下、厚さ30mm以下